

# クラブチーム・合同チームの在り方について

H. 30. 2. 12 県役員会議にて

## 1. 目的

バレーがやりたくても、バレー部のない学校の生徒の救済  
バレーボール競技者人口の増加

## 2. チーム・参加選手の条件

- ①合同チーム
- ・どちらか片方、または両方が6人に満たないチーム同士が合同する
  - ・同一地区に限る
  - ・両校の学校長の許可 ⇒ 地区に報告 ⇒ 県に申請書類を提出
  - ・公式戦の1ヶ月前までに手続きを完了させる
  - ・原則は、新人戦が終わったらいったん解散し、4月に部員を募集その後、更に6人に満たなければ継続できる
- ②クラブチーム
- ・バレー部のない学校の生徒に限る  
(バレー部のある学校の生徒は、所属していても公式戦には出場できない)
  - ・地区、県、JVAに登録する
  - ・地区をまたいでもよい
  - ・練習主体となっている地区の地区大会に参加する
  - ・男子は1年、女子は3年の実績のあるチームは公式戦に出場できる
  - ・協会主催の新人戦、春季大会に出場することができる(中体連は不可)
- ③変則合同チーム
- ・バレー部のない学校の生徒が、他の学校のバレー部に参加して出場する
  - ・バレー部のない学校の生徒も、地区、県、JVAに登録する  
(また、スポーツ保険などに加入することが望ましい)
  - ・地区をまたいでもよい
  - ・バレー部のない生徒の人数や所属校数は制限しない
  - ・両校の学校長の許可 ⇒ 地区に報告 ⇒ 県に申請書類を提出
  - ・公式戦の1ヶ月前までに手続きを完了させる
  - ・協会主催の新人戦、春季大会に出場することができる(中体連は不可)

## 3. 中体連におけるシードの扱い

- ◎従来通り、合同チーム・クラブチーム・変則合同チームの属する地区がシード権を得る
- <理由>
- ・シード権は、チーム(学校)ではなく地区に与えられるものである
  - ・今後、クラブチームや変則合同チームが増える可能性があり、シードから外すと組み合わせが難しくなる。また、5~8位は順位決定戦を行っていないため、どこを繰り上げるかを決める理由がない
  - ・クラブチームなどが所属する地区に何もメリットがなくなる
  - ・シード権はそのままで、結果に大きく影響した年はない

#### 4, その他

- 東濃地区では、協会として、バレー部のない学校の生徒を対象にしたクラブチームを立ち上げる計画がある。今後、地域主体のクラブが増える可能性あり
- 「バレー部はあるが、やむを得ない事情で所属できない生徒」は対象から外す（対象があいまいになる）あくまでも「バレー部のない学校の生徒」の救済措置とする

#### **※最重要事項**

正規の手続きを取り、地区・県の役員会で承認・周知すること